



「ちとせ」が変われば「みらい」が変わる

ちとせみらい通信

決算特別委員会質疑

10月7日の決算特別委員会で質疑を行いました。その一部を抜粋してご報告します。なお、今回通告しておりました4-(1)商業等活性化事業費については、昨年の予算特別委員会において答弁があった、ホテル周辺おすすめコースマップの実証実験結果について尋ねる予定でしたが、平成30年度の事業自体が行われなかったことが判明したため、質疑を取り下げました。

2-(1)不能欠損処分と収入未済額

Q 監査委員から示された平成30年度千歳市決算等審査意見書の24ページの下段にある不納欠損額の内訳を見ると、各科目において不納欠損額が大幅にふえてお

り、平成30年度は、市税で1億669万2,000円、前年度対比で3.6倍、分担金及び負担金で468万3,000円、前年度対比1.7倍、使用料及び手数料で4,814万4,000円、前年度対比210倍、諸収入で1,561万5,000円、前年度対比86倍となっている。このうち、非強制徴収公債権や私債権に当たる分担金及び負担金、また、使用料及び手数料等については、昨年6月11日に施行された千歳市債権の管理に関する条例の規定に基づき、不納欠損処分が行われたのだらうと推察をしている。千歳市の債権の管理に関する条例については、私が平成28年の決算特別委員会の中でその必要性を訴えて、条例制定に至った経過もあり、今年度の決算が条例の適用を受ける最初の決算でもあるため、その運用につきましては、人一倍、関心を持っているところ。この点も踏まえて、公債権である市税等の不納欠損処分の取り扱いと収入未済額について、決算等審査意見書をもとに、幾つか伺いたい。

まず初めに、市税の不納欠損額のうち、地方税法第15条の7に該当する処分が1億393万7,000円で、前年度対比で3.8倍になるが、このように急増した主な理由は何か。

《担当部長答弁》市税の不納欠損額が増加した主な理由だが、地方税法第15条の7第5項に基づき、徴収することができないことが明らかである債権について、納付義務を直ちに消滅させ、不納欠損処分を行ったところ。このうち、1件において、9,269万円の滞納があったことによるものである。

Q 25ページ下段の科目別の内訳を見ると、市税の不納欠損額の多くが固定資産税で、8,626万4,000円と記載されている。その下にある都市計画税の不納欠損額も、1,302万3,000円と記載されているので、税率で割り返

して逆算すると、恐らく8,626万4,000円の固定資産税のうち、6,000万円程度は、市街地の土地、建物などが課税客体として含まれているのではないかなと推察をしたところ。複数の債権者がいる場合には、租税徴収が優先されるという原則があるので、これらの滞納の中には、財産差し押さえ等の手続によって強制徴収等が可能なケースもあるのではないか。できないならば、どういう理由なのか、簡単にお話いただきたい。

《担当部長答弁》財産の差し押さえによる強制徴収ができなかった理由についてお答えする。市税が滞納となった場合には、



ちょこっと解説

●**不能欠損処分** 未納となっている市の債権（市税や公課など）のうち、時効消滅や徴収の見通しが立たないなどの理由で未収金から除くこと

差し押さえにより、公売の配当を滞納額に充当するよう努めているが、抵当権が市税の納期限よりも前に設定されることが多く、この場合、当該抵当権者への弁済が市税に優先することなどから、結果的に市の徴収が困難となったことによるものである。

胆振東部地震から1年

8月24日～25日にかけて、私が所属するグリーンシード21のメンバーとともに、被災から間もなく1年を迎える、安平町や厚真町の被災地の様子を視察して参りました。グリーンシード21は、地域の活性化を願う道内の市町村議会議員を中心とした仲間が集い、全道のネットワークをつくりながら、自らの資質の向上を図り、「新しい政治文化づくり」を目指すことを目的とする団体です。1日目はリズム学園長 井内 聖氏から「子どもの遊びの必要性とその実践」の講話を聴いた後、森の中にある「あそびの広場」の視察見学を、2日目は厚真町 宮坂町長から「平成30年北海道東部地震からの教訓」と題した講話を受けた後、庁内の被災現場のその後を視察させていただきました。両町とも復興に向けたビジョンを持って着実に一步を踏み出していますが、特に人的被害の大きかった厚真町は、未だに被災したままの状況で取り残された場所も多く、北部の吉野地区、浄水場が被害を受けた富里地区などは甚大な被害の爪痕が見られました。防災に対する備えとともに、夜間・早朝、また冬期間などの悪条件下における独居の高齢者等の避難方法を「いま一度よく検証する必要があるな」と肝に銘じた2日間でした。



市政や議会に関するあなたの疑問やお困りごとを是非北山けいたにお聞かせください。



メール: mail@kitayama-keita.com

ホームページ: <http://kitayama-keita.com>



「北山けいた」は議会議員も公僕であり、市民の御用聞きであるべきと考えています。議員としての取組みをホームページやブログなどで発信しています。

また、私の考えに賛同して一緒に行動していただける方を広く募集しております。

お問い合わせは上記のメールからお願い致します。

ちとせみらい通信は私の想いを届けるかわら版です。